

令和2年8月28日

建設緑政局関係議案資料 (その1)

議案第113号

川崎市道路附属物自転車等駐車場の標識の設置に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

建設緑政局

川崎市道路附属物自転車等駐車場の標識の設置に関する条例 改正概要

1 条例の趣旨

道路法（昭和27年6月10日法律第180号）第24条の3の規定に基づき、市が管理する県道及び市道の附属物である自転車等駐車場の標識の設置について必要な事項を定めるもの。

2 改正概要

道路法の一部改正（令和2年5月27日公布）により、同法第2条第2項第5号に自動運行補助施設の定義が加えられたことに伴い、同法から引用している「自転車等駐車場」の用語の定義に係る規定が、同法第2条第2項第6号から第7号に繰り下げられたため、所要の整備を行うもの。

3 施行期日

この条例は、道路法等の一部を改正する法律（令和2年法律第31号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

川崎市道路附属物自転車等駐車場の標識の設置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市道路附属物自転車等駐車場の標識の設置に関する条例 平成24年川崎市条例第90号</p> <p>第1条 略 (自転車等駐車場)</p> <p>第2条 この条例において「自転車等駐車場」とは、<u>法第2条第2項第7号</u>に規定する自動車駐車場又は自転車駐車場であって、自転車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。)、原動機付自転車(同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。)及び自動二輪車(同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車のうち、総排気量が0.125リットル以下又は定格出力が1.00キロワット以下のものをいう。)を駐車料金を徴収して駐車させるためのものをいう。</p> <p>第3条 略 以下省略</p>	<p>○川崎市道路附属物自転車等駐車場の標識の設置に関する条例 平成24年川崎市条例第90号</p> <p>第1条 略 (自転車等駐車場)</p> <p>第2条 この条例において「自転車等駐車場」とは、<u>法第2条第2項第6号</u>に規定する自動車駐車場又は自転車駐車場であって、自転車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。)、原動機付自転車(同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。)及び自動二輪車(同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車のうち、総排気量が0.125リットル以下又は定格出力が1.00キロワット以下のものをいう。)を駐車料金を徴収して駐車させるためのものをいう。</p> <p>第3条 略 以下省略</p>

道路法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（抄）（第一条関係） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(用語の定義) 第二条 (略) 2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。 一 道路上の<u>柵又は駒止め</u> 二～四 (略) (新設) 五 <u>自動運行補助施設（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によつて認識することができない方法により道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項第二十号に掲げる自動運行装置を備えている自動車の自動的な運行を補助するための施設その他これに類するものをいう。以下同じ。）で道路上に又は道路の路面下に第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの</u> 六 道路に接する道路の維持又は修繕に用いる機械、器具又は材料の常置場 七 自動車駐車場又は自転車駐車場で道路上に、又は道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの 八 <u>特定車両停留施設（旅客の乗降又は貨物の積卸しによる道路における交通の混雑を緩和することを目的として、専ら道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業若しくは一般乗用旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）による一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車その他の国土交通省令で定める車両（以下「特定車両」という。）を同時に二両以上停留させる施設で道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるものをいう。以下同じ。）</u> 九・十 (略) 3 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車をいう。 4・5 (略)</p>	<p>(用語の定義) 第二条 (略) 2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。 一 道路上の<u>さく又は駒止</u> 二～四 (略) 五 道路に接する道路の維持又は修繕に用いる機械、器具又は材料の常置場 六 自動車駐車場又は自転車駐車場で道路上に、又は道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの 七・八 (略) 3 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。 4・5 (略)</p>